

＜24年度＞〔第2問〕（配点：50）

音楽家であるA及びBは、共同で楽曲 α を創作し、楽曲 α についての著作権を共有している。平成20年7月に、レコード会社Cは、A及びBとの間で、期間を3年とする楽曲 α の日本国における利用許諾契約を結び、その後、同契約に基づいて、楽曲 α の演奏を録音したレコード（以下「Cレコード」という。）の製造販売を開始した。また、A及びBは、X国のレコード会社Dに対して、X国における楽曲 α についての著作権を譲渡した。レコード会社Dは、X国において、楽曲 α の演奏を録音したレコード（以下「Dレコード」という。）を製造し販売している。映画会社Eは、レコード会社Dから利用許諾を得て、X国において、楽曲 α をエンディング・テーマとした劇場用映画（以下「E映画」という。）を製作し、映画館等において上映した後、E映画のDVDを製造し販売している。

平成23年5月に、AとCは、上記利用許諾契約を更新しようと考えていたが、Bは、Aとの人間関係のもつれからAを困らせたいと思い、この更新を拒絶した。そのため、Cは、Cレコードの製造を中止し、同年7月までに、その製造したCレコードを全て販売した。しかしながら、Cは、Aからの強い要望を受けて、同年9月に、Bの許諾を得ないまま、Cレコードの製造販売を再開した。レコード店を経営するFは、平成24年2月から、Bの許諾がないという事情を知らずに、CからCレコードを購入していたところ、同年4月に当該事情を知り、その後はCレコードを新たに購入することはやめたが、現在、それ以前に購入したCレコードを消費者に販売している。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

〔設問〕

1. Bは、Cに対してCレコードの製造販売の差止請求をする場合、どのような主張をすべきかについて、Cの反論を想定しつつ、述べよ。
2. Bは、Fに対してCレコードの販売の差止請求をする場合、どのような主張をすべきかについて、Fの反論を想定しつつ、述べよ。
3. Gは、X国においてDレコードを購入し、これを日本に輸入し販売している。Aは、Gに対して、Dレコードの輸入及び販売の各行為につき差止請求をすることができるか。
4. Hは、X国においてE映画のDVDを購入し、これを日本に輸入し販売している。Aは、Hに対して、E映画のDVDの輸入及び販売の各行為につき差止請求をすることができるか。